

令和6年度第1回旭市国民健康保険運営協議会 会議概要

- ・日 時 令和6年8月1日（木）午後1時30分開会
- ・場 所 旭市役所 1階市民ホール
- ・出席者 運営協議会委員
片桐文夫会長、渡辺清江副会長、伊藤房代委員、塚本達人委員、
磯村政保委員、菅谷博委員、越川壽一委員
事務局
（保険年金課）高野課長、宮内副課長、白土班長、飯嶋主査
（税務課）榎澤課長、佐野副課長
（健康づくり課）山崎主査、菱木主事

・議 題

（1）審議事項

- ①令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について
- ②旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

（2）報告事項

- ①令和5年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- ②被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付状況について
- ③令和5年度旭市特定健康診査等の実施状況について
- ④令和4年度1人当たり総医療費について
- ⑤旭市国民健康保険税条例の一部改正について
（軽減判定所得の判定条件の変更）

（3）その他

1. 開 会

委員9名のうち7名出席（2名欠席）

傍聴者 0名

2. 会長あいさつ

本日はお忙しい中、また連日の猛暑の中、お疲れのところ、国保運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

近く開催されます、第3回旭市議会定例会に「令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について」、「旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」が上程されます。

本日は、お手元の会議次第にもありますように、審議事項2件と報告事項は事務局の方から話がいったように、最初は4件で本日1件が追加となりましたので、報告事項5件を議題とし、協議会を進めてまいりたいと思います。

皆様には忌憚のないご意見とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

3. 市長あいさつ

本日は、公私共に大変ご多用のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃より、国民健康保険事業の運営に多大なるご指導とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、国民健康保険につきましては、加入者の年齢構成が高く、高齢化により医療費が増え続ける状況にある一方で、所得水準が低い方も多く、小規模な保険者において財政運営が不安定になるなどの課題があります。

そのため制度改革により、平成30年度からは都道府県が財政運営の主体となり、市町村とともに持続可能な国保を目指してきたところで、以降、概ね順調な運営がなされているところでございます。

また、令和6年度からは、県の新たな運営方針に基づき、保険料水準の統一や医療費の適正化など、財政運営の更なる安定化に向けた取り組みを進めております。

なお、法律の改正により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が廃止となり、マイナンバーカードでの保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行することとなります。

市といたしましても、国や県の動向に注視するとともに、今後も国民健康保険の保

険者として地域に密着した事業を担い、被保険者の事情に応じたきめ細かい対応に努めてまいりますので、委員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は「令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について」並びに被保険者証の廃止に伴う「旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」ご審議いただく予定でございます。

委員の皆様方には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

－ 市長退席 －

4. 議 題

会長

それでは、規則により議長を務めさせていただきます。

皆様のご協力をお願いいたします。

審議事項①「令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

説明については、着座にてお願いします。

事務局

審議事項①について概要を説明。

会長

事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員

1つ質問させていただきますけれども、一般会計の繰入金の中で、法定外の①その他、財政赤字を補填するための不足分を補填するということですが、これについては、黒字になっているということですか。

事務局

一般会計からの繰入金ですが、法定外の繰入は行っておりません。

委員

補填はしていないということで。

事務局

法定内の繰入は行っていますが、それ以外の繰入は行っておりません。

委員

そうですか。はい、わかりました。

それと、国民健康保険税が前年比、2億1,500万円ほどの減額になっているわけですが、それでも、収納率についてはどのくらいでしょうか。

事務局

国民健康保険税の令和5年度の収納率になりますが、現年度分については95.66%、滞納繰越分については36%、合わせまして、88.93%となっております。

委員

この収納率を上げるための努力をしていると思いますけれども、具体的にどのようなことを取り組んでいるか。

事務局

収納率を上げるために、どういったことを努力しているかということですが、保険税に限らず、市税の滞納を減らすために、徹底した財産調査等を行いまして、預金や不動産等の財産調査を行い、差し押さえ等を行いまして、それによって収納率を向上させているという状況です。

委員

例えば、口座振替を多くするとかそういった考えはないですか。

事務局

口座振替につきましても、納付書等を発送する際に、口座振替をお願いするチラシ等を入れ、納税者のためにできるだけ相談の機会を利用していただけようをお願いをしております。

また、納付方法につきましても、口座振替に限らずコンビニ収納もありますし、こういったものを利用して、いわゆる納税の方法を増やして少しでも収納率を上げるという努力をしております。

委員

今回のこの会議次第ですけれども、なぜ当日にこうなったのでしょうか。

今までこういったことはなかったと思いますが。

会長

報告事項が1件増えたということですか。

事務局

委員さんのご指摘のとおり、最初にこちらの方でお詫びをすればよかったのですが、当初予定していました、審議事項の2件につきましては、変更等ございませんでしたが、その後報告事項につきまして、①から④ということで、開催通知については出させていただきました。その後、専決処分で行った議案につきまして、ご説明に要する場がないということで、急遽こちらの方を5番目にということで設定させていただきました。

そのご説明が当初、外れておりましたので、一言お詫び申し上げます。よろしくお願いいたします。

会長

他に質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終わります。審議事項について、ご審議いただきました内容のとおりとし、承認を求めたいと思います。

これより採決します。

審議事項①「令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について」賛成の方の挙手をお願いします。

－ 全員挙手 －

全員賛成。

よって審議事項①は、承認されました。

続きまして、審議事項②「旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

審議事項②について概要を説明。

会長

事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。

会長

質疑がなければ、質疑を終わります。審議事項について、ご審議いただきました内容のとおりとし、承認を求めたいと思います。

これより採決します。

審議事項②「旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方の挙手をお願いします。

－ 全員挙手 －

全員賛成。

よって審議事項②は、承認されました。

続きまして、次第の（２）報告事項①から⑤までについて、事務局の説明を求めます。

事務局

報告事項①から⑤について概要を説明。

委員

報告事項の④のところでちょっと伺いたいんですけども。

1 人当たりの総医療費が、旭市が4番目に低いというお話ですけども、鋸南町となにが違うのですか。

事務局

鋸南町の違いということでございます。

この数値につきましては、出典にも書いてありますとおり千葉県国民健康保険団体連合会から発行されています数値からご紹介させていただいているもので、この詳細につきましては、冊子の方には載せてございません。ですので、後程、もし調べることができれば、ご報告させていただければと思います。

感覚的に言えば、小さな市町村につきましては、大きな医療がかかる方が入りますと、1人当たりの単価が上がってきますので、そういったところからではないかと思われます。

委員

そこで、旭市としてどのような対策をしているという具体的なものはありますでしょうか。

事務局

医療費が他の市町村に比べて低い段階ではありますが、医療費の抑制につきましては、国の方針としても出ております。

それに関しまして、先程報告の方にありましたように、特に健康づくりということで、特定健診については、通常よりも若年層に向けての呼びかけという形で、5歳引き下げて特定健診を行っています。

その他にも保健指導につきましては、健康づくり課で、保健指導の率を今向上させているような状況でございます。

こういったことを加味した形で、これから医療費の抑制に努めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員

高額医療の療養費貸付基金運用状況ですが、この事業については、大変有意義な事業だと

思いますけれども、5年度の実績がないわけですが、これは知らない方が多いとか、PRとかそういったことはしているのでしょうか。

事務局

高額療養費の貸付事業につきましては、市の方としても、皆様方にお知らせするために、広報やホームページに掲載をしております。ただ、現在件数が減っているということでございますが、これについては、先生方はご存じかと思いますが、高額療養費については、保険証とは別に限度額適用認定証を出しております。各世帯ごとの所得によって違うのですが、限度額が決められてきますので、ある程度カバーできているのかなと思われます。

実際、高額療養費を借りる方につきましては、5年度は0でございますが、4年度につきましては5件、その前につきましては7件と把握しております。ですので、こちらに関しましては、生活困窮の方もおりますので、つなぎとしても有効かと考えておりますので、このまま続けていきたいと考えております。以上でございます。

会長

せっくなので、先程質疑のあった医療費の詳細について、近隣の香取市の状況など調べていただければと思います。

事務局

はい、先程申し上げましたように、詳細につきましては、照会してみないとわかりませんが、ただ統計的には、総医療費のみで今までずっときていますので、各個別の診療内容について把握しているところはちょっと難しいのかなとは考えていますが、もし見つければ、こちらで報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長

旭市としての働きは十分に理解していますので、近隣の香取市についてお願いしたいと思います。

他に質疑はありませんか。

次に、その他について何かありますか。

事務局

その他3件について報告する。

- ・保険証の廃止について
- ・資格確認書について
- ・国民健康保険税の口座振替の件数について

会長

他にありませんか。

令和7年8月1日に資格確認証、資格情報のお知らせを一斉に交付するということですが窓口や、問い合わせが多分あると思うので、わかりやすい説明をよろしくお願ひしたいと思います。

事務局

アドバイスありがとうございます。

業務の遂行に努めたいと思います。よろしくお願ひします。

会長

他に質疑はありませんか。

ないようですので、本日協議会に付議されました事項は全て終了いたしました。

なお、この結果につきましては、市長に答申させていただきます。

慎重な審議をいただき本当にありがとうございました。

これにて旭市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

5. 閉 会

－ 午後2時36分終了 －